

通勤手当に関する判例評釈③

(東京地判平30.6.22 D1-Law.com判例体系〔28272165〕)

横 山 均

1 はじめに

本年4月23日の長崎新聞で報道された本学の教員には、非違行為の存否を本学の教職員に認識してもらうために、引き続き判例評釈を著す。

本判決の争点は多岐にわたるところ、執筆の目的に照らし、本稿の対象は、通勤交通費を不正受給したとする不法行為に基づく損害賠償請求に限ることとする。

2 事実

原告は、測位衛星に関する技術開発・開発受託及び関連商品の販売を業とする株式会社である。

被告は、平成14年10月から平成26年8月31日まで原告に在籍し、主に営業を担当していた原告の元従業員である。

被告は、原告に対し、原告在籍中に、甲地に所在する住居（「甲地の住居」）に住所を定めている旨を申告して、通勤手当を申請していた。原告は、被告の申請に応じて甲地の住居から原告会社までの通勤経路、すなわちJR線甲駅とJR線丙駅間の通勤定期代に相当する金額を通勤交通費として支給していた。

被告は、原告在籍中の平成21年7月31日、配偶者とともに乙地に所在する居住用マンション（「本件建物」）を購入した。

原告は、被告に対し、通勤交通費を不正受給したとして不法行為に基づき、損害賠償金等の支払を求めた。

3 原告の主張

被告は、本件建物購入後、甲地の住居から本件建物に転居したにもかかわらず、

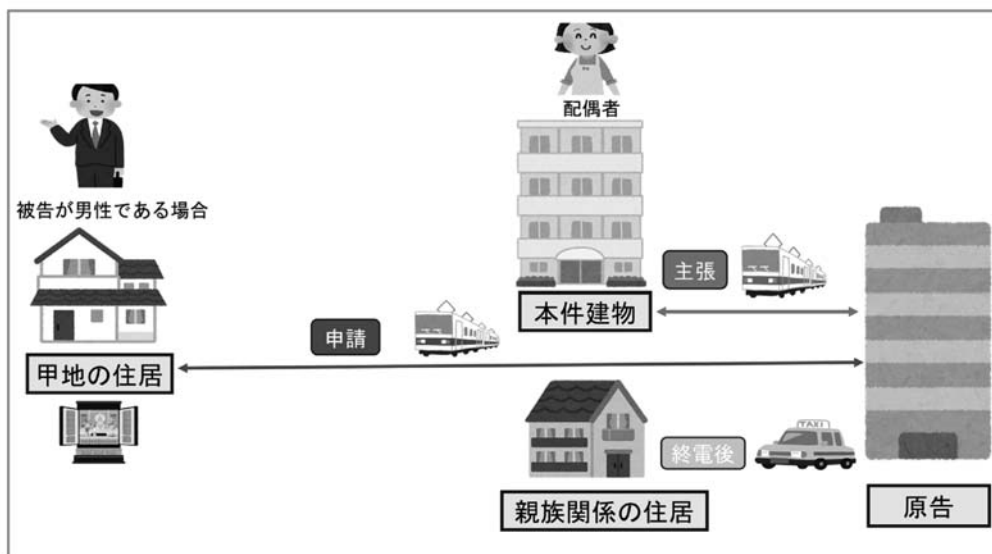
転居した事実を秘して、甲地の住居から通勤していると虚偽の事実を申告して、原告に誤信させ、通勤交通費124万4,385円を不正に受給していたから、不法行為が成立する。

本件建物購入後も本件建物に居住していないという被告の説明は、不自然かつ不合理である。

被告は、平成21年7月以降、残業のため終電に乗り遅れた場合、会社から親族関係の住居である宿泊場所までタクシー代金を原告に申請していたところ、その代金は原告会社周辺から本件建物周辺までの距離に基づくタクシー代金と合致している。

仮に、被告の親族が東京都内に居住していたとしても、配偶者の居住する本件建物に帰宅するのが通常であるから、被告は本件建物に居住し、日常的に帰宅していたと考えられる。

図



4 被告の主張

被告は、原告在職中、甲地の住居に居住しており、同所から通勤していた。本件建物購入後、被告の配偶者は仕事の都合上、本件建物に転居した。しかし、被告は、配偶者の祖母の仏壇を移転することができなかった。また、防犯上の問題などもあったことから、夫婦で相談の上、被告は、引き続き甲地の住居に居住していた。

本件建物に被告が転居し、住民票を移したのは原告を退職した後の平成26年9月である。このことは、同月以前の被告宛ての郵便物が、甲地の住居に届いていることから明らかである。

また、被告が、終電後に帰宅した際にタクシーを使用して本件建物に行ったこともあるが、親戚の住居に行くこともあった。

5 裁判所の判断

主文 原告の請求を棄却する。

原告の通勤交通費支給の根拠となる給与規定によれば、通勤手当は、3か月の定期券を月割りとして、毎月支給すると規定されている。これによれば、通勤手当の計算時期の定めがあるほかは、支給要件に関する具体的な要件は規定されていない。

通勤手当はその性質上、従業員の生活の本拠から職場までの通勤経路にかかる費用を支給するものと解される。このことから、原告の給与規定においても、これと同様の支給要件を前提としているものというべきである。

原告は、被告の生活の本拠は、本件建物の購入後は同建物の所在地であると主張する。確かに、被告は、平成21年7月31日、配偶者とともに本件建物を購入しており、本件建物は甲地の住居より原告への通勤の便が良いものと認められる。

しかし、被告が住民票を本件建物に移したのは平成26年9月であること、平成21年8月以降も甲地の住居に郵便物が届いていたことが伺われる。このことによれば、本件建物の購入後も、被告の生活の本拠は、甲地の住居であったと認めるのが相当である。

そして、被告が原告在職中に甲地の住居から本件建物に転居したと認めるに足りる証拠は、他にない。

これに対し、原告は、被告の生活の本拠が本件建物であったことの根拠として、被告のタクシー代精算明細表における原告の会社から宿泊場所までのタクシー代が、原告の会社から本件建物までの通常のタクシー料金と概ね一致することを挙げる。しかし、原告が終電に間に合わなかったとしてタクシーを利用している頻度は、数か月に1度程度と少ない。仮に原告の主張するとおり同明細表に記載された「宿泊場所」が本件建物であったとしても、同証拠から直ちに被告の生活の本拠が本件建物の所在地にあるということはできない。

したがって、被告が原告在職中、通勤交通費の不正受給を行っていたということ

はできない。

6 解説

本件は、原告が、原告の元従業員であった被告に対し、通勤交通費を不正受給したとして不法行為に基づき、損害賠償金の支払等を求める事案である。

本判決は、通勤手当は、支給要件に関する具体的な要件が規定されていない場合は、その性質上、従業員の生活の本拠から職場までの通勤経路にかかる費用を支給するものと解されるとしている。

本判決は、住民票記載の住所地及び郵便物の届け先は、生活の本拠であると認めるのが相当であるとしている。

本判決が注目されるのは、従業員が会社への通勤の便のよいマンションを購入した場合であっても、当該マンションが生活の本拠でないときは、通勤手当の自宅としないとの判断を示したことである。本判決は、たとえ、当該マンションにおいて、当該従業員の配偶者が住み、当該従業員が数か月に1度程度宿泊することがあったとしても、この判断は変わらないとしている。